

一般被害報告様式の記入要領

鳥取県危機管理局危機対策・情報課

1 緊所要請があるときの被害状況及び要請内容等〔様式1〕

・被災者の救出・救助、行方不明者の搜索、防災ヘリコプター派遣及び孤立集落発生等に対する援助等の緊所要請が必要なときは、本表に記入してください。

2 一般被害報告〔様式2〕

・市町村の体制移行、また、その他の要請（様式1記載部分を除く。）があるとき（避難所関係含む）は、被害状況及び要請内容等を記入してください。

3 人的被害〔様式3〕

・「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。

・「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

・「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。

・「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

4 住家・非住家被害〔様式4〕

・「住家」とは、現実に居住のため使用している建物（社会通念上の住家であるかは問わない）

・「非住家」とは、住家以外の建築物（役場庁舎、公民館、倉庫、土蔵、車庫等）

・「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

・「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

・「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

・「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

・「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものととする。

5 住民避難関係報告〔様式5〕

・避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告・指示（緊急）の発令状況及び住民の避難状況（自主避難を含む）を記入してください。

6 孤立集落関係報告〔様式6〕

・孤立集落が発生したときは、発生日時、原因、任氏等の状況及び問題・課題・対応状況等を記入してください。

7 その他

・「2 人的被害」～「7 避難状況」について前回報告内容に変更があった場合は、左端の「変更欄」に「1」と記入する。

・セルにコメントで注意事項がある場合は、その内容を参考に記入する。

・その他、この記載要領にない事項は、次の計画等に基づき記載するものとする。

○県地域防災計画【災害応急対策編（共通）】第3部情報通信広報計画 第3章災害情報の収集及び伝達

○消防庁「災害報告取扱要領」

・本様式は、適宜変更することがある。

【報告先一覧】

報告先所属	電子メールアドレス	ファクシミリ
東部庁舎	toubu-shinkou@pref.tottori.lg.jp	0857-20-3656
中部総合事務所	chubu-shinkou@pref.tottori.lg.jp	0858-23-3425
西部総合事務所	seibu-shinkou@pref.tottori.lg.jp	0859-31-9640
日野振興センター	hino-shinkou@pref.tottori.lg.jp	0859-72-2072
危機対策・情報課	kikitaishaku-jouhou@pref.tottori.lg.jp	0857-26-8137
	saigajouhou@pref.tottori.lg.jp	

※1)危機対策・情報課へは上記二つのメールアドレスに送信してください。

【報告経路等】

①市町村からの被害報告の実施

区分	内容
報告手段	電子メール、ファクシミリ
報告の流れ	各市町村 → 各所管総合事務所 → 危機対策・情報課 ※2)ただし、随時報告のとき(特に休日など勤務時間外)は以下のとおり 各市町村 → 各所管総合事務所、危機対策・情報課

②県情報連絡員(リエゾン)の市町村派遣時

区分	内容
報告手段	庁内LANノーツ上の災害情報データベース、電子メール、ファクシミリ
報告の流れ	派遣先市町村 → 各所管総合事務所、危機対策・情報課

<参考>

■被害報告の依頼(防災行政無線一斉ファクシミリ)

危機対策・情報課 → 各総合事務所、各市町村

[様式1](記載例)

緊急要請報告

(集計日時: 10月21日 18時00分 現在)

市町村名: 〇〇町

担当者名: △△課××

災害名: 平成〇〇年度 台風第〇〇号災害

緊急要請があるときは記入してください。

被害状況及び要請内容等					
市町村名	1 被害状況			2 対応状況	3 問題・課題・今後の対策・要請等
	①発生日時	②発生場所	③被害状況		
	月日時 分頃	、〇〇町大 字▽▽1番 地	住家の裏山で土砂崩れが発生し、住民△名が巻き込まれた模様。	〇〇が現地に向かい、土砂を撤去中であるが、土砂量が多いため、難航している。	早急に土砂撤去と合わせて、救出活動を行う必要があり、至急◇◇の支援をお願いしたい。

※]必要に応じて、別紙により表示すること。また、県、防災関係機関等の応援を必要とする場合には、その旨を「3 問題・課題・今後の対策・要請等」の欄に記載すること。

一般被害報告

(集計日時: 10月21日 18時00分 現在)

市町村名: 〇〇町

担当者名: △△課××

災害名: 平成〇〇年度 台風第〇〇号災害

市町村の体制

体制の名称	設置		解散		参考事項
〇〇町災害警戒本部	10月20日	16:00	10月21日	12:00	災害対策本部に移行
〇〇町災害対策本部	10月21日				継続中

その他の支援要請があるときの報告

被害状況及び要請内容等(※避難所関係以外)

市町村名	1 被害状況			2 対応状況	3 問題・課題・今後の対策・要請等
	①発生日時	②発生場所	③被害状況		
	月日時 分頃	〇〇町大字 ▽▽1番地	土砂崩れが発生し、土砂の一部が道路に流出。	・〇〇が現地に向かい、土砂を撤去中	・引き続き、土砂撤去を行うが、〇〇の支援をお願いしたい。

被害状況及び要請内容等(※避難所関係)

市町村名	地名	避難所名等	避難人数	対応状況	問題・課題・今後の対策・要請等
					・ストーブ(△台)の支援をお願いします。

※】必要に応じて、別紙により表示すること。また、県、防災関係機関等の支援を必要とする場合には、その旨を「今後の対策・支援要請等」の欄に記載すること。

[様式5](記載例)

住民避難関係報告

災害名: 平成〇〇年度 台風第〇〇号災害

市町村名: 〇〇町
 集計日時: 10月21日 18時00分 現在

避難準備情報・避難勧告・指示の発令状況

区分	市町村	発令対象地域	発令対象		避難先(指定がある場合のみ)		発令日時		解除日時		現状・課題・対応状況等
			世帯数	人数	場所	施設名					
避難勧告		△△△	10	18			10月20日	15:00	10月21日	9:00	
避難勧告		△△△	3	5			10月21日	15:00			

住民避難の状況

変更	区分	市町村	地域名	避難者		避難先(判明する範囲で記入)		避難開始日時		避難解除日時(帰宅日時)		現状・課題・対応状況等
				世帯数	人数	場所	施設名					
	1	自主避難	△△△	1	5	△△△	親類宅	10月20日	13時頃	10月21日	12:00	
			△△△	2	6	△△△	××センター	10月20日	17時頃	10月21日	16:00	
			△△△	1	3	△△△	〇〇公民館	10月21日	10:00			
			△△△	2	4	△△△	〇〇会館	10月21日	10:30			
			△△△	1	4	△△△	〇〇開館	10月21日	16:00			
			計	7	22							
	1	避難勧告	△△△	10	18	△△△	〇〇公民館	10月20日	15:00	10月21日	9:00	
			△△△									
			計	10	18							
	1	避難指示										
			計	0	0							

